

# 重度心身障害老人健康管理事業

## 【重度心身障害老人健康管理事業とは】

後期高齢者医療被保険者証と、身体障害者手帳（1級、2級、3級）又は療育手帳（A、B）をお持ちの方を対象に、医療費を助成させていただく制度です。

ただし、対象者の認定については、所得制限があります。

京都府の助成制度	木津川市の助成制度
①身体障害者手帳（1・2級）の所持者 ②療育手帳（A判定）の所持者 ③身体障害者手帳（3級）と療育手帳（B1判定）の両方の所持者 以上の方で、 <u>所得制限以内の方</u>	①身体障害者手帳（3級）の所持者 ②療育手帳（B判定）の所持者 以上の方で、 <u>所得制限以内の方</u>

## 令和3年度（令和3年8月～令和4年7月） 所得基準額表

扶養親族等の数	本人所得	配偶者・扶養義務者所得
	基準額（円以下）	基準額（円未満）
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

※「本人所得」欄の基準額については、「扶養親族等の数」で算定された員数中に、所得税法に規定する同一生計配偶者のうち七十歳以上の者又は老人扶養親族が含まれる場合、その同一生計配偶者のうち七十歳以上の者等の員数に100,000円を乗じて得た金額を加算すること。

※「本人所得」欄の基準額については、「扶養親族等の数」で算定された員数中に、所得税法に規定する特定扶養親族（16歳以上19歳未満の扶養親族を含む。）が含まれる場合、その控除対象親族の員数に250,000円を乗じて得た金額を加算すること。

※「配偶者・扶養義務者所得」欄の基準額については、「扶養親族等の数」で算定された員数中に、所得税法に規定する老人扶養親族が含まれる場合、その老人扶養親族の員数（扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除いた員数）に60,000円を乗じて得た金額を加算すること。

## 【有効期間】

毎年8月1日から翌年7月31日まで

※更新手続きは不要です。

対象者である間は自動更新し、毎年7月下旬ごろ結果を通知します。

## 【助成対象となる医療費について】

医療保険の適用となる医療費の自己負担額

※入院時食事代、保険適用外の差額部屋代、薬の容器代、健康診断の費用、文書料、初診時選定療養費、往診の際の車代等は助成の対象とはなりません。

## 【対象者証（シール）の使い方】

### ■京都府内の医療機関を受診される場合

窓口で、後期高齢者医療被保険者証・対象者証（シール）を必ず提示してください。

※京都府内の医療機関で上記2点を提示して受診したにもかかわらず、支払いが生じた場合は、保険適用外の費用が含まれている可能性があります。

### ■他府県の医療機関を受診される場合

対象者証（シール）は使用できませんので、窓口で提示する必要はありません。

後期高齢者被保険者証のみで受診してください。

後日、市役所に医療費支給申請を行ってください。

## 【医療費支給申請について】

### ■必要書類等

①「重度心身障害老人健康管理事業給付金支給申請書」《受診月ごと》

②保険診療点数が表示された領収証書（原本）

※領収証書に受診回数や保険診療報酬点数等の記載がない場合は、必ず医療機関で補記していただき、補記された領収証書を添付してください。

③振込先口座がわかるもの

### ■申請受付窓口

国保年金課、加茂支所、山城支所、西部出張所（高の原イオン内）

## 【支給について】

保険点数と領収証書及び医療機関からのレセプトを確認のうえ、申請月の2～3ヶ月後に指定の口座に振り込みます。

※支給申請は、支払日の翌日から起算して5年以内に行ってください。

## 【交付申請の内容に変更が生じたとき】

次の事項に変更が生じたときは、おおむね14日以内に対象者（シール）を添えて変更届を提出してください。

- ・住所、氏名を変更したとき
- ・身体障害者手帳及び療育手帳の再判定となる時
- ・世帯状況に変更があったとき

## 【お問い合わせ】

木津川市役所市民部国保年金課医療係 0774-75-1214（直通）